

人事院規則 8 1 8 (採用試験)の改正について

1 改正の概要

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令(平成26年政令第192号)において、採用試験の種類を対象とする一定の範囲の知識を有する者によって定めるに当たり、現在、海上保安業務の分野に係る専門職試験(海上保安官試験、海上保安大学校学生採用試験及び海上保安学校学生採用試験)は、同政令第2条第3項第2号(大卒程度の者:海上保安官採用試験)及び第3号(高卒程度の者:海上保安大学校学生採用試験、海上保安学校学生採用試験)に分けて定めているところ、同じ特定の行政分野に関するものとして同項第1号(大卒程度の者又は高卒程度の者)に集約して規定されることとなったことから、採用試験の種類ごとの名称を規定する際に同項を引用する人事院規則 8 1 8 (採用試験)の規定について所要の改正を行うこととする。

2 公布日及び施行日

公布日:令和3年11月8日

施行日:令和4年2月1日